

令和8年度農地賃借料情報提供について

農地法第52条の規定に基づき、次のとおり農地賃借料情報の提供を行います。

まずは、令和7年1月1日から12月31日までの1年間で、地権者と耕作者の合意に基づき締結（公告）された賃借料を抽出しています。それらを過去に土地改良等事業で整備された農地かどうかにより、整備・未整備の区分けをし、それぞれ区分（地域）ごとに集計し、平均額を算出したものです。

この「農地賃借料情報」は、法的な拘束力はなく、あくまで賃借料を決定する際の参考資料です。

実際の賃借料の契約に際しては、貸し手・借り手の両者でよく協議したうえで、締結してください。

(10aあたり)

区 分		平均額	最高額	最低額	データ数	過去3年間の平均額
整備田	稲枝地域	8,200円	10,000円	4,000円	362	8,800円
	河瀬・亀山・城陽地域	4,300円	7,300円	2,400円	122	5,000円
未整備田		3,000円	6,500円	1,800円	93	2,700円
(参考)市内全域		6,500円	10,000円	1,800円		

1. 標準的な水準を算出するため、賃借料データの平均値±70%を超えるもの、および、賃借料以外の要素が含まれているデータは除いています。なお、無料での貸借（使用貸借）についても、集計の際に除外されています。
2. 平均額は、算出結果を100円未満四捨五入としています。
3. 参考のため市内全域の平均額も併せて情報提供します。